

小児在宅医療患者のためのメディカルショートステイ実施状況調査結果

1 結果概要

- 県内 33 市町村から調査票の提出があり、回答率は 100%
- メディカルショートステイを実施している医療機関等の有無については「ある」と回答した市町村は 4 つであり、実施率は 14%。うち、実施機関に対して「財政的支援がある」と回答した市町村は 2 つであった。(横浜市、相模原市)
- 調査は実施機関だけでなく、当該機関の受入条件まで把握することを目的としたが、実施機関の把握すら困難な結果となった。理由として、レスパイトを目的としたメディカルショートステイは制度として整っていないこと、また家族からの希望に都度医療機関が対応している状況で、実施を広く公開してないことが考えられる。

2 メディカルショートステイ実施にあたっての課題

- 実施していないと回答したすべての市町村が、メディカルショートステイは「必要」と回答しているが、実施にあたっては次のような課題がある。
 - ・ 医療と福祉の連携体制の構築が不足 (行政は担当部署が分かれている)
 - ・ 医療的ケアを要する患者のレスパイトに対する適正な診療報酬の設定
 - ・ 入院患者との兼ね合いもあり、メディカルショートステイ枠のベッド確保は困難
 - ・ 常にベッドを確保するには補助がないと難しい
 - ・ 小児在宅患者のケース自体や医療資源が少ないこともあり、小規模市町村単独での整備は難しい
 - ・ 場所によっては受けてくれる病院はあるが、ケースごとの個別相談となる

3 メディカルショートステイ実施機関の運用にかかる課題

- 土日祝日等、緊急時の受入対応ができない
- 利用者から、希望した日時での利用ができないとの声がある

4 調査結果の活用

- 総合療育相談センターの短期入所連絡会議との連携を検討。
- 市町村情報交換会において、本結果について共有し、メディカルショートステイ実施にあたっての課題について検討することも考えられる。

メディカルショートステイ対応機関（事業所、医療機関等）の状況

	横浜市内の地域中核病院等の10病院	厚木市立病院	小田原市立病院	北里大学東病院小児在宅支援センター	【参考】 茅ヶ崎市立病院
所在地	—	厚木市水引1-16-36	小田原市久野46	相模原市南区麻溝台2-1-1	茅ヶ崎市本村5-15-1
併設医療機関の有無	—	厚木市立病院（本体）	小田原市立病院（本体）	—	茅ヶ崎市立病院（本体）
入所定員	—	—	—	・届出病床数は30床。現在の稼働は10床	・小児科20床
短期入所枠の設定状況	空床利用のみ	・定員は設定しておらず、当日の看護師等の態勢、空床ベッドの状況等から利用の可否を判断している	・一般病床の空きを見て決定。月に1～2人程度	・相模原市専用は5床	・小児科20床の空床を利用し、レスパイト入院を実施
対象者	・横浜市内に在住し、在宅で療養する重症心身障害児者で常時医学的管理を要する方	・厚木市に在住している医療ケアが必要な15歳以下の重症心身障害児	・小田原市立病院通院中の患者	・1歳～18歳（高等部卒まで）の原則重症心身障害児（重症認定児）及び重症認定されていない医療的ケアを要する小児	・15歳まで
受入れ困難な状態像	医療的ケア	・NICU退院後で状態が安定しない方など	・状態が安定していない方、人工透析又は腹膜透析の方は利用不可 ・医師が医療上困難と判断した方は利用不可	・現在在宅療養している状況であれば医療的ケアの内容で、受入困難とはなりにくい。 ・ただし、在宅での手技、手法と同様に対応するという事ではない。（診断の上、病棟対応に合わせる場合がある。例：経管栄養の注入の回数や時間など）	・人工透析が必要な方 ・常時、人による監視が必要な方
	ADL面等	・自力歩行が可能な方、つかまり立ちができ、高欄ベッドで対応できない等設置設備で対応できない方など	・利用者はほぼ寝たきりの方を想定しているため、動きのある方については利用困難	・「動く（身体機能が比較的良好）医療的ケアを要する小児」＝重症認定の対象外については、ケース・バイ・ケース（病棟の判断）。	・自力歩行が可能な方 ・つかまり立ちができ、高欄ベッドで対応できない等、当院の設備で対応できない方 ・他害等により他の利用者へ危害を加えるおそれのある方 ・自力による移動が可能であるが、危険回避ができない方
申込み受付等	・随時受付。ただし、区役所が開庁している時間に限り	・市役所が開庁している平日8時30分から17時15分まで随時受付している	・受診時もしくは、不可能な時は電話で受け付ける	・当該機関のパンフレット参照	・外来受診し、入院の可否について調整
入退所時間等	・各医療機関が指定する時間	・入退院時間については、受け入れる病院との調整になるため設定していない ・土日祝日の受入はしていない	・10時から11時までに入院。土日は受入れない	・当該機関のパンフレット参照	・基本的に10時30分入院 ※土、日、祝日の受入れは行っていない
その他	・原則として7日以内 ・受入医療機関等への財政的支援有り →「横浜市メディカルショートステイ事業運営委託」として各医療機関と委託契約を締結。事務費は1日あたり2,000円。個室利用時1日28,000円、大部屋利用時1日15,000円（いずれも実績払い）	・利用日数は原則2泊3日。最長6泊7日。 ・介護する家族の体調不良、事故等による負傷等の緊急時、冠婚葬祭を受入要件としている ・受入医療機関等への財政的支援無し	・小田原市立病院通院中の患者 ・受入医療機関等への財政的支援無し	・原則、利用を月に8日間としている理由→医療機器を抱えての入退院（来院）は、保護者にとって、困難であるとの声を受け止め、1週間程度と考えた。また、就労している家族が、入退院に対応する場合を考慮し、休みやすい曜日がある想定で、「8日間」とした。 ・受入医療機関等への財政的支援有り 「要医療ケア障害児在宅支援事業」 対象（内訳）：北里大学東病院小児在宅支援センターで行う事業のうち、メディカルショートステイを運営する事業。 補助金額（平成28年度予算）：20,382千円/年（市民専用ベッド確保4床、緊急時利用ベッド1床）	—
メディカルショートステイの実施にあたり課題と考えること	【横浜市】 ・区役所及び局が開庁していない休日や夜間の対応ができない	【厚木市】 ・利用要件の拡大（兄弟の行事ごと等） ・年齢制限の撤廃 ・土日祝日等の緊急時の受入	—	【相模原市】 ・登録はするものの、利用までに時間がかかる。（登録だけで安心して、実際の利用につながらない）。 ・まだ、事業を開始してから1年程度経ったところなので、課題についてはこれからの検証。	—

医療的ケアを必要とする小児在宅医療患者のための メディカルショートステイ実施状況調査実施概要

1 調査の目的

本調査は、障害者総合支援法に基づく短期入所サービス（医療型短期入所及び福祉型短期入所）には該当しない、レスパイト（※1）を目的とした入院（いわゆるメディカルショートステイ（※2））についての実施状況及び受入条件等の運用状況を把握し、医療的ケアを必要とする小児在宅医療患者（※3）を支える体制整備のための基礎資料とするとともに、必要とされる方への情報提供を行い、活用いたします。調査結果につきましては、ご回答いただいた市町村にも提供いたしますので、把握されている範囲で調査へのご協力をお願いいたします。

※1 レスパイト

「在宅で重症心身障害児者を介護されているご家族の方が、病気や出産、冠婚葬祭、旅行などの理由により一時的に介護ができなくなった時に短期間入所し、看護、療育、日常生活の支援（食事の提供、入浴等）、健康管理及び医療を受けるための支援」を意味する。

※2 メディカルショートステイ

主たる目的が在宅管理の適正度を判断する「医療」であり医療法上の入院であるが、従たる目的がレスパイトなど「福祉」目的の入院制度

※3 医療的ケアを必要とする小児在宅医療患者

人工呼吸、経管栄養、気管切開、中心静脈栄養等、常時医学的管理を必要とする小児患者を想定

2 調査対象

県内市町村の障害福祉の所管課

3 調査方法

- (1) 調査回数：1回
- (2) 調査方式：調査票によるアンケート調査
- (3) 回収方法：メールもしくはFAX
- (4) 実施時期：平成28年7月～8月

4 調査の活用

会議資料として使用するほか、事前了承を得られた場合は市町村へ情報提供、HPに掲載することも検討

5 調査票骨子

- (1) メディカルショートステイ実施状況の有無、具体的な受入条件